

国際経済セクション論文要旨

本稿の目的は、第二次トランプ政権の各国への高率関税政策に対して世界貿易機関(以下 WTO)が抑止力としての機能不全に陥っている現状、さらに今後の国際経済においてどのような秩序が代替されるのかについて明らかにすることを目的としている。トランプ政権下での各国の自由な貿易を促進するための機関である WTO の現状を分析し、機能不全に陥った要因、加えて高率関税政策の登場した原因を明らかにすることで今後の国際経済秩序の行く末を考えることは大きな意義があると考ええる。

第 1 章では第二次トランプ政権の経済政策、特に関税政策について分析をした。トランプは高率関税政策により自国の産業を保護することを目的としているが、結果的に自国の企業を苦しめている実情があり、問題点も存在する。

第 2 章では WTO の歴史・役割・今後の展望について論じた。WTO は前身となる GATT を引き継いで多国間のルールを定め、自由貿易のため加盟国間での貿易交渉を行う機関である。しかし、現在の WTO は紛争解決機関である上級委員会の機能の実質的な停止、さらにはラウンド交渉の停滞から機能不全に陥っている。

第 3 章では WTO とアメリカの関係性について考察した。アメリカは上級委員の選出反対など WTO の活動に対して消極的な姿勢であり、WTO もアメリカに対して拘束力のある政策を打ち出せていない。これに対してウォーカー大使による提案や RTA といったアメリカが抱く WTO への不満の改善案・代替案も出されている。

終章では本稿の議論をまとめ、WTO への考えをまとめた。

以上から本稿はアメリカの政策と WTO の機能不全について論じ、現行の WTO に代替するような枠組みが必要だと結論付けた。具体例として本稿では RTA を提示し、障害となる CRTA に代わる各 RTA 内の監視委員会を作ることが望ましいと考える。

トランプ政権の関税政策にみる WTO の機能不全

～国際経済秩序の変容と RTA の可能性～

目次

序章 第 2 次トランプ政権の行き過ぎた関税政策	3
第 1 章 第 2 次トランプ政権の経済政策	4
第 1 節 アメリカ第一主義	4
第 2 節 アメリカの経済政策による影響	5
第 1 項 アメリカ国内への影響	5
第 2 項 諸外国への影響	6
第 3 節 現状のアメリカ経済の背景	7
第 1 項 貿易赤字	7
第 2 項 貿易赤字の原因	8
第 3 項 ミラン論文から見るトランプの関税政策	8
第 2 章 国際秩序としての WTO	9
第 1 節 WTO の歴史	9
第 2 節 WTO の機能不全	11
第 3 章 WTO の機能不全による新たな協定の台頭	12
第 1 節 WTO に対するアメリカの姿勢	12
第 2 節 WTO の代替案	14
第 1 項 RTA の台頭	14
第 2 項 CRTA の存在による RTA と WTO のつながり	15
終章	15

序章 第 2 次トランプ政権の行き過ぎた関税政策

自由主義¹の肯定が前提とされている現在の国際経済社会において、アメリカの影響力は非常に大きい。このような状況で現在の第 2 次トランプ政権²の自国第一主義的な高率関税政策は、各国のみならず企業や個人にも影響を及ぼしており、アメリカの輸入が落ち込むことや、諸外国のアメリカ向け製品の生産や輸出の大幅な減少が見込まれると指摘されている³。この高率関税政策に対して中国や欧州連合 (European Union: EU) は対抗措置を、日本やオーストラリアなどは報復措置を控えつつ交渉を進める方針である⁴。このような事実から現在の国際経済は自由で開かれた市場の維持に対抗するような、各国の対立を創出する構図となっている。

一方で、1995 年に発足した世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)は、各国が自由にモノ・サービスなどの貿易を可能にするための多国間のルール⁵を定め、貿易障壁を削減・撤廃するために加盟国間での貿易交渉を行う機関である⁶。しかし、第 1 次トランプ政権および第 2 次トランプ政権に対する適切な対処ができていないことから、WTO は制度的限界に直面しており、世界の自由貿易体制はかつてない揺らぎに直面している⁷。

本稿における自由主義の定義は、国家が自己の利益を定義する際に、戦争の重要性を低くすることを目指し、国家間の交流とりわけ貿易を重視する立場である⁸。すなわち、貿易を通じて相互の安全保障を確保しようとする主義である⁹。加えて、開かれた市場と国際機関の存在を必要とする考え方である¹⁰。

したがって、本稿では「トランプ政権の関税政策が浮き彫りにした WTO の機能不全に対する代替案は何か」という問いを立てた。この問いに対し、「経済の地域化、すなわちグローバルの多極化を提案することで、特定の国の影響力に過度に依存しない安定した経済構造の構築を目指すことが可能」という仮説

¹ 本稿における自由主義の定義とは自由主義的な経済、すなわち自由経済主義を指す。またこの点については序章の中盤で論じている。

² 2025 年 1 月 20 日に举行されたアメリカ合衆国大統領就任式(The Inauguration of the President of the United States)をもって始動した政権を指す。

³ 株式会社第一生命経済研究所(2025 年 4 月 4 日)「トランプ政権が相互関税を発表～相互関税の概要、経済的影響、今の焦点を巡る Q&A～」<https://www.dlri.co.jp/report/macro/431523.html>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

⁴ 同上 web サイト

⁵ WTO の多国間ルールとは、すべての加盟国に共通して適用される国際貿易の基本的な法的枠組みであり、1995 年に発効した「マラケシュ協定(WTO 設立協定)」を基盤とし、具体的には、物品貿易を規律する「GATT(関税および貿易に関する一般協定)」、サービス貿易を対象とする「GATS(サービスの貿易に関する一般協定)」、および知的財産に関する「TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)」などが中核を成している。

⁶ 経済産業省(2024 年 12 月 18 日)「WTO」https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/index.html、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

⁷ 2017 年 1 月から 2021 年 1 月のアメリカ合衆国大統領就任式(The Inauguration of the President of the United States)をもって発足した、ドナルド・J・トランプ第 45 代大統領による政権を指す。任期は 2021 年 1 月 20 日まで。

⁸ 小笠原高雪(2017)『国際関係・安全保障用語辞典』ミネルヴァ書房。

⁹ 同上書、pp.463-464。

¹⁰ 前掲書、pp.463-464。

2025 年 6 月 10 日

を立て、今後の国際経済秩序安定のための対策について検討していく。

第 1 章では第 2 次トランプ政権の経済政策、特に関税政策について分析を行い、トランプ政権の自国第一主義的な政策の各国への影響について考察した。第 2 章では WTO の歴史・役割・現状の機能不全・今後の展望について述べている。第 3 章では WTO とアメリカの関係性について考察し、WTO に代わる新たな枠組みとなりうる地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: RTA) について言及している。終章では、論文全体の内容を踏まえ、本稿の限界、今後の展望について言及し、本稿の結びとする。

第 1 章 第 2 次トランプ政権の経済政策

第 1 節 アメリカ第一主義

トランプは 2024 年のアメリカ大統領選挙において Agenda47¹¹という選挙公約を掲げた。Agenda47 における経済政策は、アメリカ経済の再生と成長を目指している。エネルギー生産の開放と規制緩和、パリ協定からの再脱退¹²、また、バイデン政権下での増税の撤回、外国製品への普遍的なベース関税の導入、中国からの重要品目の輸入停止と米企業による中国への投資禁止から、インフレの抑制と金利の安定を図っている¹³。加えて、銀行破綻に対する救済措置の拒否、経済の再建に向けた迅速な対応によって経済の安定と成長を目指すとしている¹⁴。

ここで、アメリカの関税政策の歴史について記す。アメリカの関税政策は、1890 年に、マッキンリー関税法¹⁵がアメリカの保護主義的経済政策の一環として成立したことに始まる。これは 1873 年の恐慌以降続く経済不安や世界市場の変動、アメリカ国内の農業不況と産業保護の必要性の高まりを背景には関税収入を安定財源として確保しようとしたことにある¹⁶。その後、高率保護関税政策の弊害によりアメリカの産業そのものが国際競争力を失速させてしまう¹⁷。すると 1913 年に成立したアンダーウッド法¹⁸で再び単一関税制度¹⁹に回帰し、全体的な関税の引き下げを行った。これは関税水準から見れば、高率

¹¹日本経済新聞 (2024 年 2 月 10 日) 「高関税・脱中国から陰謀論まで「トランプ公約集」要旨」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN080JE0Y4A200C2000000/>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。2024 年の大統領選に向けたドナルド・トランプ大統領の選挙公約。

¹²TRUMPVANCE (2023 年 9 月 7 日) 「Agenda47: America Must Have the #1 Lowest Cost Energy and Electricity on Earth」<https://www.donaldjtrump.com/agenda47/agenda47-america-must-have-the-1-lowest-cost-energy-and-electricity-on-earth>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

¹³UMPVANCE(2023 年 5 月 17 日) 「Agenda47: Joe Biden Has Been a Disaster for the Economy」

<https://www.donaldjtrump.com/agenda47/agenda47-joe-biden-has-been-a-disaster-for-the-economy>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

¹⁴ Ibid.

¹⁵ 当時の下院歳入委員会の委員長であるウィリアム・マッキンリーのもとで 1890 年 10 月 1 日制定された同政策により、すべての輸入品目に対する関税比率は約 38%から約 49.5%に引き上げられた。1890 年関税法とも呼ばれる。

¹⁶ Kevin Bryan. (2024) “Revisiting the McKinley Tariff Policy” *Journal of Economic History*, 75(3), pp.123-145.

¹⁷ 鹿野忠生 (2004) 「アメリカによる現代世界経済秩序の形成—貿易政策と実業界の歴史学的総合研究」南窓社、pp.22

¹⁸ ウッドロウ・ウィルソン大統領の 1912 年大統領選挙における政策綱領であり、1913 年 10 月に制定された同政策は、平均関税率を約 40%から約 27%に引き下げ、連邦所得税を再導入した。1913 年関税法とも呼ばれる。

¹⁹ 輸入品に対して原産国を問わず一律の関税率を適用する制度であり、貿易相手国間に差別を設けない点で、最恵国待遇

2025 年 6 月 10 日

関税政策から脱する方向性に思えるが、二重関税制度²⁰、すなわち互惠主義的な外交的関税交渉の余地を制度的に排除しているため、通商政策における一国主義・非互惠主義が強まったとも言える²¹。1922 年に成立したフォードニー・マッカンバー法²²は、第一次世界大戦後のアメリカ通商政策における保護主義的転換の象徴であった。アメリカの高率関税政策の強化は、各国の対米輸出機会を大きく制限することとなり、それによって彼らの購買力や対米債務の返済能力が著しく損なわれた。結果として、ヨーロッパ諸国は、アメリカからの更なる借款や直接投資への依存を深めざるを得ず、アメリカの国際金融支配力が一層強化された²³。しかし、アメリカは 1923 年以降、通商政策の一部において方向転換を見せ始める。無条件最恵国待遇の原則²⁴の採用により、アメリカは諸外国と通商条約・協定を結び、条項に基づいて全ての貿易相手国に対し等しく最も有利な待遇を無条件で適用することを目指した。この転換の背景には、アメリカの輸出拡大政策があり、国内市場と同様の平等待遇を諸外国市場にも確保することによって、アメリカ製品の国際競争力を高め、輸出拡大を図る意図があったのである²⁵。1934 年、アメリカは互惠通商協定法²⁶の成立により、長年続いた高率関税政策を転換し、初めて本格的に関税引き下げと自由貿易推進の道を歩み始めた。この法は、のちの関税および貿易に関する一般協定 (General Agreement On Tariffs and Trade: GATT) 体制へと繋がる出発点となった。旧来の高率関税に守られた弱小産業への保護は縮小され、多角的な貿易システムの再構築が目指された。こうしてアメリカの通商政策は互惠主義と多角主義の両立を軸とし、世界経済の安定とアメリカの国際的地位に応じた構造改革が進められていった²⁷。しかし現在のトランプ第二政権下では各国に対して高率の関税を課すことで、かつての保護主義体制を超越した、より強硬なアメリカ第一主義を推進している²⁸。

第 2 節 アメリカの経済政策による影響

第 1 項 アメリカ国内への影響

トランプは高率関税政策によりアメリカ国民が自国の製品を選ぶことと、海外の工場をアメリカに移

の原則に整合的であり、通商政策の透明性および予見可能性を高める効果を持つ。

²⁰ 輸入品に対して相手国の通商関係に応じて異なる関税率を適用する制度である。主に同盟国や自由貿易協定締結国に対し低関税を設定し、それ以外には高関税を課し、外交的・経済的に差別的な取り扱いが許容される。

²¹ Casey, Christopher A. (2025) "U.S. Tariff Policy: Overview," <https://www.congress.gov/crs-product/IF11030>.

²² 当時の下院歳入委員会の委員長を務めるフォードニー・マッカンバーによって平均関税率は 1920 年当時の 16.4% から 36.2% にまで上昇。1922 年関税法とも呼ばれる。

²³ Barry Eichengreen, & Peter Temin. (2000) "The Gold Standard and the Great Depression," *Contemporary European History*, 9(2), 183-207.

²⁴ いずれかの締約国が他国産の産品または他国向けの産品に与える利益、特典、特権、免除は、即時かつ無条件に他のすべての締約国が同様の状況にある産品にも適用されなければならないこと。

²⁵ 鹿野 (2004) 前掲書、pp.71-73 から要約し執筆

²⁶ アメリカ大統領に対して議会の承認を必要とせず、二国間通商交渉を通じた関税の引下げ権限を付与するため制定され、関税率の最大 50% の引き下げを実現したもの

²⁷ 鹿野 (2004) 前掲書、pp.173-174, pp.180-197 から要約し執筆

²⁸ &N 未来創発ラボ (2021 年 1 月 21 日) 「トランプ米大統領就任：政策を大転換し再び米国第一主義に：追加関税発動は先送りも基本姿勢は変わらず」 <https://www.nri.com/jp/media/column/kiuchi/20250121.html>、(2025 年 06 月 08 日閲覧)。

2025 年 6 月 10 日

転し自国の雇用が増えることを期待した。しかし、結果的には自国の企業を苦しめることが推測される。理由は大きく二つ挙げられる。

1 つ目に、アメリカの製造業はもはや生産の全行程を自国内で完結できるような形ではないという点が挙げられる。同国の経済は 1980 年代の経済停滞期から、同国は設計や研究開発を国内で行い、製造は海外に委託するファブレス式の製造業²⁹を行ってきた。そして同生産形態はアメリカの生産を著しく高めてきた³⁰。また自国で製品を完成させるにしても部品を他国から輸入する必要があるため生産にかかる費用も増加し、結果的に製品の値段を上げる措置を取ることが大半である。自動車産業に関しては、アメリカ国内でも生産を完結させることが可能だが、海外工場がアメリカに移転するかどうかは不透明である。アメリカが行っている高関税政策は輸出代替工業化政策だといえるが、歴史的に見れば同形態の経済発展政策には失敗例が多い³¹。

2 つ目には、関税を負担するのは輸入する側のアメリカ企業であるという点が挙げられる。企業が関税を負担するとなるとその企業の利益が減ってしまうため、それを避けるべく、自社製品の値段を上げざるを得ない。したがって、企業は製品の値段を上げる行動に出ざるを得なくなる。実際に、アメリカの小売り大手ウォルマートは今年 5 月中旬の決算でトランプ関税によるコスト増加に耐えきれず一部商品の値上げに踏み切ったことを明らかにした。³²これに対しトランプは「チェーン全体で価格を上げる理由に関税のせいにするのはやめるべきだ」と批判した³³。その後ウォルマート側は約 1500 人の人員削減を計画した³⁴。このように高関税政策は製品の値上げや人員削減など、いずれにしても企業にとって大きな負担になる。

第 2 項 諸外国への影響

トランプ大統領は立候補の際に、すべての外国製品に対して一律 10%の輸入関税をかけること、中国製品に対して 60%の標的型輸入関税をかけること、すべての輸入車に対して 100%の関税をかけると発表した³⁵。アメリカは歴史的に、輸入品の約 30%に関税を課しており、それにより平均して税収全体の約 3%を得てきた³⁶。しかし、今回の新たな提案はその規模と範囲において、近年のアメリカの貿易政策

²⁹ERPNAVI (2023 年 5 月 25 日)「ファブレス企業とは? 工場を持たないファブレス化の特徴とメリット・デメリット」<https://www.otsuka-shokai.co.jp/erpnavi/category/manufacturing/sp/solving-problems/archive/230525.html>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。によるとアメリカ企業は製品の設計のみを行い、製造は海外の受託業者に任せる生産形態。

³⁰この形態を採用している企業にはアップル社や NVIDIA などの大企業も含まれる。

³¹韓国では朝鮮戦争終結後に輸入代替工業化への歩みが始まったが、開始から 5 年あまりで再び赤字幅が拡大した。ブラジル、メキシコでも輸入代替工業化政策がとられたが、いずれも開始から 10 年あまりで経済停滞が見られ、輸入代替工業化には限界があると言える。

³²テレ東 BIZ (2025 年 5 月 16 日)「『コスト増耐えきれず』米ウォルマート 関税で商品値上げ」https://txbiz.tv-tokyo.co.jp/txn/news_txn/post_318060、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。

³³川上梓 (2025 年 5 月 18 日)「トランプ氏、ウォルマートを批判 関税理由の値上げ「すべきでない」」『日本経済新聞』<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN173H00X10C25A5000000/>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。

³⁴同上 web サイト。

³⁵The WHITE HOUSE. (1 February) “Fact Sheet: President Donald J. Trump Imposes Tariffs on Imports from Canada, Mexico and China,” <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-imposes-tariffs-on-imports-from-canada-mexico-and-china/>, (accessed May 17, 2025).

³⁶LSE. (2024) “The economic impacts of Trump’s tariff proposals on Europe,”

2025 年 6 月 10 日

では前例のないものとなっている³⁷。2025 年 5 月 17 日現在、元北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）加盟国³⁸のカナダとメキシコに対して、電力には 35%、その他には 25%の関税をかけた³⁹。中国には 145%、台湾には 10%、EU には 10%、日本には 10%の関税をかけた。⁴⁰これに対する各国の対応を記述する。カナダは電力輸出に対して、25%の報復関税⁴¹をかけると発表した⁴²。メキシコは対抗措置を検討していたが、アメリカ・メキシコ・カナダ協定（the Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada: USMCA）⁴³に基づく製品には関税の適用が免除されたため、対抗措置を取りやめた⁴⁴。中国は報復措置として、アメリカからの石炭と液化天然ガスに 15%、石油と農業用機器に 10%の関税を課すと発表した⁴⁵。台湾は、報復関税を避け、アメリカ製品の関税撤廃や投資拡大を提案した⁴⁶。EU は、工業製品や農産物を対象にした報復関税を課す案を公表し、加えて、鉄スクラップや化学製品などのアメリカ向け輸出品に対する輸出制限の導入も検討している。日本は WTO への提訴を検討している⁴⁷。このようにアメリカは各国に高関税をかけており、それに対して、各国はそれぞれ対抗措置を取る姿勢を示している。

第 3 節 現状のアメリカ経済の背景

第 1 項 貿易赤字

ここではアメリカの長年の貿易赤字の特徴について論じる。アメリカの商務省の統計データによれば

<https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2024/10/Economic-impacts-of-the-Trump-Tariff-Proposals-on-Europe.pdf>, (accessed May 16, 2025).

³⁷Ibid

³⁸アメリカ、カナダ、メキシコの 3 か国間で結ばれた自由貿易協定。

³⁹The WHITE HOUSE.(2025)op.cit

⁴⁰LSE.(2024)“The economic impacts of Trump’s tariff proposals on Europe,”

<https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2024/10/Economic-impacts-of-the-Trump-Tariff-Proposals-on-Europe.pdf>, (accessed May 16, 2025).

⁴¹貿易相手国が自国の輸出品に対して不当な扱いをした際に、その報復として、自国も相手国からの輸出品に対して高い関税を課すこと。

⁴²The WHITE HOUSE. (1 February) “Fact Sheet: President Donald J. Trump Imposes Tariffs on Imports from Canada, Mexico and China,” <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-imposes-tariffs-on-imports-from-canada-mexico-and-china/>, (accessed May 17, 2025).

⁴³アメリカ、メキシコ、カナダの 3 か国間で締結された、北米自由貿易協定（NAFTA）に変わる貿易協定のこと。

⁴⁴時事ドットコム（2025 年 4 月 4 日）「メキシコ、巧妙な対米交渉 相互関税免除で「優先的地位」

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025040400766&g=int>、（2025 年 05 月 17 日閲覧）。

⁴⁵朝日新聞（2025 年 2 月 10 日）「中国がトランプ政権に報復措置、石炭など追加関税 対立激化の懸念も」

https://www.asahi.com/articles/AST2B36D7T2BUHBI013M.html?utm_source=chatgpt.com、（2025 年 05 月 17 日閲覧）。

⁴⁶Reuters（2025 年 4 月 27 日）「米台関係は黄金時代迎える、米に「関税ゼロ」提案へ＝台湾総統」

<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/LH3L62G6GNKHJMIXXMEDNEGJFY-2025-04-07/>、（2025 年 05 月 17 日閲覧）。

⁴⁷朝日新聞（2025 年 2 月 10 日）「中国がトランプ政権に報復措置、石炭など追加関税 対立激化の懸念も」

https://www.asahi.com/articles/AST2B36D7T2BUHBI013M.html?utm_source=chatgpt.com、（2025 年 05 月 17 日閲覧）。

2025 年 6 月 10 日

1960 年から 2024 年の貿易収支において、基本的に赤字の状態が続いており、黒字だったのは 1975 年以前の数年間のみである⁴⁸。つまり、1980 年代以降は慢性的な赤字構造となっている。赤字構造となっているのは事実として存在するが、特徴的であるのは輸出額、輸入額が長期的に右肩上がりになっているのに対し、輸入の伸びが常に輸出を上回っているため赤字拡大の状態が続いている⁴⁹。黒字の内訳についてはサービス収支が 1971 年以降黒字の状態が続いている⁵⁰。しかし、モノの輸入が多く赤字になっている⁵¹。つまり、サービスで稼いでいるがモノを買いすぎており、貿易赤字が拡大しているのがアメリカの貿易赤字の内実なのである。

第 2 項 貿易赤字の原因

ここでは、アメリカの貿易赤字の原因について論じる。アメリカのドルは基軸通貨である。したがって、世界中の国々が資産をドルで蓄える状況と、アメリカがどれだけドルを発行してもアメリカ国債を発行しても、それを購入する国が世界中にあるという状況が成立した。⁵²加えて、その事実ドル高を助長してきた。アメリカのドルが基軸通貨であることは大きな特権であるが、柔軟な政策や長期的なリスクを鑑みない近視眼的な政策を許す原因となっている⁵³。

第 3 項 ミラン論文から見るトランプの関税政策

スティーブン・ミラン (Stephen Miran) ⁵⁴は「A User's Guide to Restructuring the Global Trading System」で次のように述べている。まず、アメリカはドルの過大評価により不公正な立場に置かれており、それを取り戻す手段として、高率関税政策を行っている。特に中国との貿易では、2000～2011 年にアメリカ製造業から 200 万人の雇用を奪ってきたと訴えている。ドルは世界の基軸通貨であり、世界中で利用されるため、大きな需要がある。その大きな需要が過大なドル高を生み出し、輸入増と輸出減が生じ、貿易赤字になってしまう。世界経済が成長するほどにドル需要が生み出されるから、構造的にドル高が生じ、アメリカはますます貿易赤字化するというジレンマが起こる⁵⁵。

この理論を根拠として、トランプ政権では高率関税政策として、相互関税、自動車・鉄鋼・アルミの追加関税を実施することで、貿易赤字を解消しようとしている⁵⁶。このような関税措置には、アメリカ

⁴⁸United States Census Bureau. (2025) "U.S. Trade in Goods and Services - Balance of Payments (BOP) Basis," <https://www.census.gov/foreign-trade/statistics/historical/gands.pdf>, (accessed May 17, 2025).

⁴⁹Ibid.

⁵⁰Ibid.

⁵¹Ibid.

⁵²グローバルマクロ・リサーチ・インスティテュート (2025 年 4 月 19 日) 「トランプ政権の言う貿易赤字の問題は基軸通貨ドルが暴落しなければ解決しない」 <https://www.globalmacroresearch.org/jp/archives/63796>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

⁵³同上 Web サイト。

⁵⁴第一期トランプ政権では上級政策顧問を務め、第二期トランプ政権では大統領次席補佐官を務めた人物。

⁵⁵以下の 5 文は Stephen Miran. (2024) "A User's Guide to Restructuring the Global Trading System," 638199_A_Users_Guide_to_Restructuring_the_Global_Trading_System.pdf、p.5,p.7 から要約し執筆した。

⁵⁶TBS NEWS DIG (2025 年 4 月 28 日) 「関税の次はドル安誘導か? トランプ関税の教科書「ミラン論文」を読む」 https://newsdig.tbs.co.jp/articles/withbloomberg/1883691?page=2&utm_source、(2025 年 06 月 08 日閲覧)。

2025 年 6 月 10 日

国内の物価上昇を招くとの懸念が一部で指摘されている⁵⁷。その点について、ミラン論文では次のように述べている。まず、トランプ関税は 2018・2019 年に中国に対して実行されて成功した経験があるが、インフレは安定し、目立ったマクロ経済的な影響はほとんどなかった⁵⁸。そして、関税率の引き上げを自国通貨の切り下げでオフセットした貿易相手国（輸出国）は、通貨安で輸入価格が値上がりするため、その国民が貧しくなる（交易条件悪化）⁵⁹。つまり間接的に、アメリカに税金を支払っていることになる⁶⁰。一方で、仮に貿易相手国が通貨切り下げを行わない場合は、輸入業者が利益を圧縮されるため、アメリカの消費者が高い価格を支払うことになる⁶¹。それでも、時間とともに輸入業者は、割高な輸入品を別の製品に代替するため貿易赤字は解消に向かっていく、とミランは訴えている⁶²。

しかし、これにはいくつかの批判がある。まず、ドル高は必ずしも悪影響を及ぼすわけではない⁶³。価値貯蔵目的による諸外国のアメリカ長期国債の取得によって資金調達コストは低い状態で抑えられている⁶⁴。ドルが強い状態であり続けることは資本流入を担保することにつながっている⁶⁵。また、高関税率をかける場合には相手国の消費者が通貨安誘導をすれば関税で増加した分の額を払うことになる⁶⁶。しかし、もし通貨誘導を行わなければ輸出企業は輸出品の価格をあげることで利益を補填することになり、その負担はアメリカの消費者によることになる⁶⁷。あるいは高率関税政策をドル安誘導とともに行うのであれば、その場合もやはりアメリカの消費者が価格転嫁の負担を負うことになり、この高率関税政策は特定の産業の保護だけを目的としており、むしろデメリットが大きいのである⁶⁸。

第 2 章 国際秩序としての WTO

本章では、第 2 次トランプ政権の関税政策に代表される、経済における国際秩序の危機に対応する国際機関である WTO の歴史や役割、今後の展望について述べていく。

第 1 節 WTO の歴史

⁵⁷ 同上 Web サイト

⁵⁸ 1 3

⁵⁹ 1,3,16

⁶⁰ 1,3,16

⁶¹ 同上論文。P 1、3、1 6

⁶² Stephen Miran. (2024) “A User’s Guide to Restructuring the Global Trading System,”

638199_A_Users_Guide_to_Restructuring_the_Global_Trading_System.pdf, (accessed May 17, 2025). P 1 7

⁶³ 第一生命経済研究所 経済調査部 (2024) 「トランプ大統領の教科書「ミラン論文」への反論 〜ドル安政策は自滅する選択〜」トランプ大統領の教科書「ミラン論文」への反論」<https://www.dlri.co.jp/files/macro/442148.pdf>, p.2 (2025 年 5 月 17 日閲覧)。

⁶⁴ 同上 Web サイト。

⁶⁵ 同上 Web サイト。P 2

⁶⁶ 同上 Web サイト。

⁶⁷ 同上 Web サイト。P 3

⁶⁸ 以下の 5 文は Stephen Miran. (2024) “A User’s Guide to Restructuring the Global Trading System,” 638199_A_Users_Guide_to_Restructuring_the_Global_Trading_System.pdf、p.5,p.7 から要約し執筆した。

同上 Web サイト。P 3

2025 年 6 月 10 日

WTO の歴史は第二次世界大戦後の国際経済秩序の再構成まで遡る。1930 年代の世界恐慌の影響による各国のブロック経済、保護主義が経済的対立を激化させ、第二次世界大戦の一つの要因となった⁶⁹。この反省から世界経済を再び混乱させないように自由貿易を推進する仕組みをつくるために GATT が誕生した⁷⁰。1947 年にスイスのジュネーブで 23 か国が参加して調印され、1948 年 1 月に発効した⁷¹。当初は国際通貨基金 (international Monetary Fund: IMF) や国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development: IBRD) に相当する機関として国際貿易機構 (International Trade Organization: ITO) が想定されていたが、アメリカ議会が内政に干渉しすぎるとして反対し実現しなかった⁷²。それに代わる役割を担う形で GATT が適用され、今日の WTO の前身となっている⁷³。

GATT の究極目的は①生活水準の向上、②完全雇用の実現、③持続的な経済成長、④資源の完全利用、⑤財の生産と交換の拡大、であり貿易自由化を通じてこれらの実現を目指した⁷⁴。またそのための基本原則として①最恵国待遇 (すべての国に同等の貿易条件を付与すること)、②内国民待遇 (輸入品を国産品同様に扱うこと)、③数量制限禁止、④関税引き下げ、の 4 つを掲げた⁷⁵。この基本原則に基づいて GATT は締結国による多国間交渉 (ラウンド) で関税を可能な限り引き下げ、その成果をすべての貿易国に適応する方式で自由貿易化を進めていった⁷⁶。

GATT は 1947 年に 23 ヶ国で多角的関税交渉が行われ、その成果を 1 つの協定にまとめたものであるため、貿易自由化や紛争処理のメカニズムは存在しない⁷⁷。しかし冷戦により、ソ連との勢力圏拡大のため、アメリカは経済発展戦略としての資本主義の優位性を示す必要があった⁷⁸。そのため、経済的に有利なアメリカが自由貿易を促進させようとしたことや、経済再建を望む欧州、第三世界諸国のニーズ等が一致し、GATT は 50 年近く国際機関のような機能を維持した⁷⁹。一方で、GATT は原則に数多くの例外規定が存在するため、ルールがないがしろになっていた⁸⁰。さらに GATT は暫定的な枠組みのため条文が曖昧であり、各国の解釈の差異により政治問題化していた。そのためウルグアイ・ラウンドの結果、1995 年 1 月 1 日に WTO が設立した⁸¹。

⁶⁹経済産業省 (2019 年 7 月 17 日) 「保護主義の歴史とそれを乗り越え進展した自由貿易」

<https://www.meti.go.jp/report/tshaku2019/2019honbun/i2210000.html>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

小林友彦 [ほか] 著 (2016) 『WTO・FTA 法入門: グローバル経済のルールを学ぶ』法律文化社。

⁷⁰UFJ 総合研究所新戦略部通商政策ユニット (2004) 『WTO 入門』日本評論社。

⁷¹小林友彦 [ほか] 著 (2016) 『WTO・FTA 法入門: グローバル経済のルールを学ぶ 第 2 版』法律文化社。

⁷²袁田 (2012) 『WTO 紛争処理の一断面: 協定解釈と「辞書」の利用』信山社。

⁷³福永有夏 (2020) 『貿易紛争と WTO: ルールに基づく紛争解決の事例研究』法律文化社。

⁷⁴田村次朗 (2006) 『第 2 版 WTO ガイドブック』弘文堂、pp1-2。

⁷⁵同上書、pp1-2。

⁷⁶同上書、pp1-2。

⁷⁷田村次朗 (2006) 『第 2 版 WTO ガイドブック』弘文堂 pp11-30

滝川敏明 (2010) 『WTO 法: 実務・ケース・政策 第 2 版』三省堂。

⁷⁸同上書、pp 11-30

⁷⁹同上書、pp 11-30

⁸⁰同上書、pp 11-30

⁸¹田村次朗 (2006) 『第 2 版 WTO ガイドブック』弘文堂 pp11-30

渡邊頼純編 (2003) 『WTO ハンドブック: 新ラウンドの課題と展望』ジェトロ。

2025 年 6 月 10 日

WTO は GATT の基本目的を引き継いだ一方で、大きな違いも存在する。1 つ目は GATT はモノの貿易のみを対象としていたが、WTO ではサービス貿易や知的財産権も対象とするなど、対象範囲を拡大した包括的な貿易機関となった点である⁸²。新時代の国際機関として新たな貿易品目に関して対象となった⁸³。2 つ目としては、単なる協定であるのに対して、WTO はマラケシュ協定という条約で設立された正式な国際機関なため、ルールの拘束力が強化された⁸⁴。そして 3 つ目として紛争処理システムの強化である。これまでの政治的決定から司法的決定に移行することで、ルール指向型の WTO が確立したのである⁸⁵。この紛争処理システムは、加盟国の貿易紛争を WTO ルールに基づいて解決するための準司法的制度であり、GATT 時代に比べて大幅に充実した手続が設けられ、WTO 体制の中心的な柱の 1 つをなしている。また、貿易紛争に対して WTO 紛争解決手続によらない一方的措置の発動についても禁止している⁸⁶。

第 2 節 WTO の機能不全

GATT は原則に数多くの例外規定が存在するため、ルールがないがしろになっていた。さらに、GATT は暫定的な枠組みのため条文が曖昧であり、各国の解釈の相違が政治問題化した。GATT から WTO になって初めてのドーハ・ラウンドがうまくいかず、最終的な合意であるパリ合意に至るまで 14 年の歳月を要した。WTO 上級委員会は、紛争解決機関 (Dispute Settlement Body: DSB) に設置された常設機関であり、第一審にあたるパネル⁸⁷段階で対象となった法的な問題やパネル⁸⁸の法的解釈を専門的に検討・審査する事実上の上訴審 (最終審) である。1995 年の WTO 設立以来、現時点まで発出された計 251 件のパネル報告書⁸⁹のうち、およそ 7 割の 173 件が上級委員会⁹⁰に上訴されており、その数値から見てわかるように上級委員会制度は加盟国の権利を確保する制度的保障として活用されてきた。しかし、WTO 上級委員会は、2019 年 12 月 10 日にアメリカ出身のトーマス・グラハム (Thomas Graham)、インド出身のウジャール・シン・バティア (Ujal Singh Bhatia) の任期満了を迎えて以来、審理を行うための 3 人の定足数を満たせなくなり、事実上その機能を停止している。また、2020 年 11 月には残り 1 人の中国国籍の委員の任期が満了し、上級委員会は空席の状態となった。上級委員会は 4 年任期 (1 回に限り再任可能) の 7 人の委員で構成され、通常は個別委員の任期満了前に新しい委員の選任手続が行われるが、アメリカは上級委員会の運用を問題視し、2017 年以来、新委員の選任手続

⁸²滝川敏明 (2010) 『WTO 法：実務・ケース・政策』三省堂。

⁸³同上書、pp 11-30

⁸⁴同上書、pp 11-30

⁸⁵田村次朗 (2006) 『第 2 版 WTO ガイドブック』弘文堂 pp11-35

⁸⁶外務省 (2021 年 12 月 10 日) 「世界貿易機関 (WTO) 紛争解決制度とは」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>、

(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

⁸⁷ 紛争処理小委員会

⁸⁸WTO の小委員会のこと。紛争解決手続においては、被申立国が協議の要請を受けた日の後 日以内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立国は紛争解決機関に対し、文書で小委員会 (パネル) の設置を要請できる。

⁸⁹パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書。

⁹⁰パネルの決定後に加盟国間の最終的な紛争解決を担う役職。

2025 年 6 月 10 日

を阻止してきた⁹¹。上級委員の選任手続が開始されるには、アメリカを含む全 WTO 加盟国のコンセンサスが必要となり⁹²、この役職の選出は全会一致でなされるため、アメリカの反対もあり難航するようになっていた。

上級委員会に対するアメリカ政府の不満事項は、2020 年 2 月に発表された「米通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）報告書」に集約されており、アメリカの問題提起は技術的・手続的争点など、多岐にわたるが、特に問題視しているのは、上級委員会による権限踰越⁹³及び司法積極主義⁹⁴である。一部の加盟国が上級委員会を独立している国際裁判所、また、委員をその裁判官のように認識しており、アメリカは、上級委員会に対し、そのような広い権限を与えることを認めてはいないとした。つまり、加盟国によって合意された上級委員会の権限はより限定的なもので、上級委員会がそれを逸脱してまるで自ら WTO 協定の法を創設することや WTO 協定の穴を埋めることができるかのように行動することは許されることではないとし、上級委員会が機能していないことを悪用し、不当な行為を続けるための空上訴⁹⁵を行う事例も存在している。

第 3 章 WTO の機能不全による新たな協定の台頭

第 1 節 WTO に対するアメリカの姿勢

アメリカは、2018 年 3 月に公表した“The President’s Trade Policy Agenda”において、最大の懸念としてパネル、上級委員会が WTO 協定に定められた加盟国の権利や義務に対し、圧力をかけることや計画、予算などの規模を減らしていることが挙げられる⁹⁶。アメリカが懸念を示す具体例に対し、2019 年 1 月より、デイビッド・ウォーカー（David Walker）ニュージーランド大使（DSB 議長）⁹⁷が調整役となり、上級委員会の機能を改善するための解決案を模索し、加盟国らと協議を重ね、一般理事会で表 1 のような提案を行った⁹⁸。

⁹¹国際法学会（2021 年 1 月 10 日）「WTO 上級委員会の機能不全と今後の展望」<https://jsil.jp/archives/expert/2021-1>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

⁹²同上 web サイト。

⁹³同上 web サイト。

パネル及び上級委員会の認定・勧告や DSB の勧告・裁定は、対象協定に規定された権利義務を追加・縮減することができないことを再確認した。

⁹⁴衆議院憲法調査会事務局（2000 年 5 月 25 日）「衆憲資第 4 号 憲法訴訟に関連する用語等の解説」

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi004.pdf?File/shukenshi004.pdf、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

憲法保障の観点から、憲法問題に入念な審査を加え、裁判所自らの憲法判断を展開させるという態度。

⁹⁵機能停止中の上級委員会に上訴することで、解決に至らない塩漬け状態にさせること。

⁹⁶ 経 済 産 業 省 （ 2024 ） 「 WTO 上 級 委 員 会 を 巡 る 問 題 」
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2024_column06.pdf。

⁹⁷ 2019 年時点。

⁹⁸ 同上報告書。

【表 1 ウォーカー提案】

提案	内容
90 日期限に関して	・ 90 日以内の報告書提出義務の確認 ・ 報告書発出が 90 日を超えることに、当事国と上級委員会が合意することができ、その旨は DSB へ報告される
上級委員会の検討範囲に関して	・ 国内法の解釈は事実問題と見なされ、上訴審での審査対象外であることを確認 ・ 上級委員会において事実認定を覆そうとする意図で、加盟国が過度または不要な主張を行うことは控えられるべきであるとの確認
上級委員の任期後の業務の継続に関して	・ 任命権者が加盟国であることを明確にする ・ 上級委員の任期満了の 180 日前から、選考手続が自動的に開始されることとなっている ・ 委員は、任期終了 60 日前に担当となり、任期終了までに口頭弁論を終えた案件に関しては、任期後も引き続き審理を継続できる
紛争解決に必要なではない勧告的意見に発出に関して	・ 当事国によって提起されていない事項については判断せず、上級委員会はいくまで個別紛争解決に必要な範囲に限定して審理する
先例的価値に関して	・ WTO 紛争処理 (Dispute settlement:DS) においては判例による先例は形成されないことを確認しつつ、協定の解釈に関しては一貫性と予見可能性が重要な価値を持つことを確認する ・ 過去のパネルおよび上級委員会の報告書は、現在の審理対象紛争との関連性がある場合に限り、パネル及び上級委員会により参照され得ることを確認
権限逸脱（オーバーリーチ）に関して	・ パネル及び上級委員会が出す判断や勧告、決定は、協定に定められた加盟国の権利義務を追加したり制限したりしないことを確認 ・ パネルおよび上級委員会による AD 協定の解釈は、第 17.6 条(ii)の枠組みに則って行われることが確認
上級委員会と加盟国との対話に関して	・ 報告書の採択とは切り離して、DSB と上級委員会が年 1 回、非公式な意見交換を行うことを定める ・ 上級委員会の独立性および公平性を確保するため、上級委員個人や係属中の案件に関する議論を行わない旨のルールを設ける

（出典：WORLD TRADE ORGANIZATION“AGENDA ITEM 4 INFORMAL PROCESS ON MATTERS RELATED TO THE FUNCTIONING OF THE APPELLATE BODY – REPORT BY THE FACILITATOR, H.E. DR. DAVID WALKER (NEW ZEALAND)”より一部筆者改編。）

ウォーカー大使の提案は、加盟国から出された提案を踏まえ、非公式会合を通じ、加盟国の一致点を見

2025 年 6 月 10 日

出したものである⁹⁹。それを踏まえ、一般理事会での改革案の決定及び委員選任プロセスの再開について多くの加盟国が賛同したが、アメリカは、上級委員会がこれまでルールを逸脱してきた理由や、ルールから逸脱しないことをどのように担保するのかについて議論がないとし、改革案を支持せず、採択されることはなかった¹⁰⁰。

第 2 節 WTO の代替案

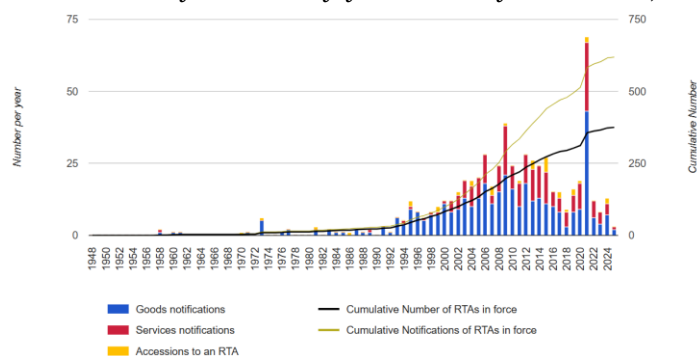
前章で述べたように、WTO は制度的・理念的に限界を迎えており、その機能の限界が見られる。そこで本節では、RTA に着目し、WTO が掲げてきた「グローバルな統合」の限界を乗り越える手段として、経済の地域化、すなわちグローバルの多極化を提案する。これにより、特定の国の影響力に過度に依存しない安定した経済構造の構築を目指す。

第 1 項 RTA の台頭

RTA とは域内の貿易の自由化を促進する協定であり、世界貿易の相当の部分を含めるようになっている。域外国に対して関税障壁を高めないことなどの一定の要件を満たすことで WTO 協定で定められた最恵国待遇原則の例外として認められる。

近年 RTA が急増している。RTA の増加の変遷は以下の図の通りである。

【図 1 RTAs currently in force(by year of entry into force), 1948-2025】



(出典:World Trade Organization. (8 June, 2025) “RTAs currently in force, 1948-2025,” WTO | Regional trade agreements, (accessed December 30, 1899).)

WTO 事務局の分析として、RTA の増加には以下の理由が挙げられている。

まず、RTA が複雑化、長期化すると、少数の参加国での交渉を行って RTA の利益の向上を目指す点や、RTA により構成国の製品の市場を確保しようとする傾向などがある。さらに WTO でカバーされていない分野で経済統合を促進しようとすることや、RTA への参加は差別的な待遇を回避するための防衛手段として活用しようとする動き、外国からの直接投資を勧誘する点なども、RTA の増加を促している。

これらの利点から、地域貿易協定を活用することで関税の引き下げが期待でき、WTO の理想とする貿易の自由化に役立つため、WTO の代替案として有効である。

⁹⁹前掲報告書。

¹⁰⁰前掲報告書。

第 2 項 CRTA の存在による RTA と WTO のつながり

CRTA (Committee on Regional Trade Agreements: 地域貿易協定委員会) は一般協定 GATT 第 24 条や第 5 条であるサービス貿易に関する地域貿易協定 (RTA) に照らし合わせて透明性メカニズムを実施している。そこでは RTA の加盟国申請などの早期公表と WTO への通報を規定しており、CRTA が審査も行う。また、CRTA は RTA が及ぼす多国間貿易体制へのシステムの影響や協定国との関係性についての調査や検討を行う役割も担っている。

2024 年の WTO の報告書には「委員会は、特に締約国からの統計データの受領の遅延、加盟国提出資料におけるデータの矛盾、締約国からのコメント受領の遅延により、作業計画の遵守において引き続き困難に直面している。」と記述されている。前文より RTA に対する審査が長期にわたり停滞するケースもあり、結果的に CRTA の制度的機能が RTA の円滑な発展を間接的に妨げていると評することができる。

終章

本稿では、第 2 次トランプ政権の行き過ぎた関税政策が世界経済に与える影響を問題意識の端緒として、第 2 次トランプ政権の経済政策を振り返り、それが国内外にもたらした影響を考察した。そのうえで、WTO がトランプ政権の関税政策に対して有効な対抗措置を取れていない状況を問題だとし、その原因を調査した。調査の過程で WTO には様々な問題点があり、それによって機能不全に陥っていることがわかった。

以上のように、本稿では RTA の権威を強め、RTA 中心の貿易体制に移行していくことこそがアメリカが自国第一主義の貿易政策をとることを防止する解決策として結論づける。なお、ここで障害となる CRTA については監査委員会を各 RTA 内に作ることで解決され则认为する。

しかし、前提としてアメリカの大統領の任期は憲法で 4 年であり、最長でも 2 期しか務められない。よって、トランプは 2029 年に任期満了する。つまり、大統領の退陣に伴う政情変化に伴い、現在のアメリカ第一主義の関税政策が変わることも十分に考えられる。

参考文献

<邦文著書>

小笠原高雪 (2017) 『国際関係・安全保障用語辞典』 ミネルヴァ書房。

鹿野忠生 (2004) 『アメリカによる現代世界経済秩序の形成——貿易政策と実業界の歴史学的総合研究』 南窓社。

飯野文、小寺智史、小林友彦、福永有夏 (2020) 『WTO・FTA 法入門[第 2 版] ——グローバル経済のルールを学ぶ』 法律文化社。

—— (2016) 『WTO・FTA 法入門 ——グローバル経済のルールを学ぶ』 法律文化社。

袁田 (2012) 『WTO 紛争処理の一断面: 協定解釈と「辞書」の利用』 信山社。

滝川敏明 (2010) 『WTO 法 ——実務・ケース・政策』 三省堂。

田村次朗（2006）『第 2 版 WTO ガイドブック』弘文堂。

福永有夏（2020）『貿易紛争と WTO—— ルールに基づく紛争解決の事例研究』法律文化社。

UFJ 総合研究所新戦略部通商政策ユニット（2004）『WTO 入門』日本評論社。

渡邊頼純編（2003）『WTO ハンドブック —— 新ラウンドの課題と展望』ジェトロ。

<邦文報告書>

経済産業省（2018）「WTO 上級委員会を巡る問題」

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2018/2018-4.pdf?utm_source=。

農林水産政策研究所（2004）「国際交渉対応推進委員会の活動——地域貿易協定（RTA）と（WTO）」

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/review/attach/pdf/040630_pr12_12.pdf。

経済産業省（2008）「第 15 章 地域統合」https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/g80508a2-15j.pdf。

<邦文 web サイト・動画>

朝日新聞（2025 年 2 月 10 日）「中国がトランプ政権に報復措置、石炭など追加関税 対立激化の懸念も」https://www.asahi.com/articles/AST2B36D7T2BUHBI013M.html?utm_source=、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

&N 未来創発ラボ（2021 年 1 月 21 日）「トランプ米大統領就任：政策を大転換し再び米国第一主義に：追加関税発動は先送りも基本姿勢は変わらず」

<https://www.nri.com/jp/media/column/kiuchi/20250121.html>、（2025 年 06 月 08 日閲覧）。

株式会社第一生命経済研究所（2025 年 4 月 4 日）「トランプ政権が相互関税を発表～相互関税の概要、経済的影響、今後の焦点を巡る Q&A～」<https://www.dlri.co.jp/report/macro/431523.html>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

外務省（2021 年 5 月 17 日）「世界貿易機関（WTO） 世界貿易機構（WTO）紛争解決制度とは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

グローバルマクロ・リサーチ・インスティテュート（2025 年 4 月 19 日）「トランプ政権の言う貿易赤字の問題は基軸通貨ドルが暴落しなければ解決しない」<https://www.globalmacroresearch.org/jp/archives/63796> 、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

外務省（2016 年 9 月 5 日）「世界貿易機関（WTO）関税及び貿易に関する一般協定」https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000136.html#article1、（2025 年 06 月 08 日閲覧）。

外務省（2021 年 5 月 17 日）「世界貿易機関（WTO） 世界貿易機構（WTO）紛争解決制度とは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>、（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

経済企画庁（1982）「年次世界経済報告 回復への道を求める世界経済」

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we82/wp-we82-00404.html>（2025 年 5 月 17 日閲覧）。

経済産業省（2019 年 7 月 17 日）「第 17 章 WTO の紛争解決手続」

2025 年 6 月 10 日

<https://jsil.jp/archives/expert/2021-1>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

——— (2023 年 3 月 10 日) 「日本政府の MPIA (多国間暫定上訴仲裁アレンジメント) 参加について閣議了解を行いました 2.MPIA(多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント) の立ち上げ 」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310004/20230310004.html>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

——— (2019) 「保護主義の歴史とそれを乗り越え進展した自由貿易」

<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2019/2019honbun/i2210000.html> (2025 年 5 月 17 日閲覧)。

国際法学会 (2021 年 1 月 10 日) 「WTO 上級委員会の機能不全と今後の展望」

<https://jsil.jp/archives/expert/2021-1> (2025 年 5 月 17 日閲覧)。

時事ドットコム (2025 年 4 月 4 日) 「メキシコ、巧妙な対米交渉 相互関税免除で「優先的地位」

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025040400766&g=int>、(2025 年 05 月 17 日閲覧)。

時事エクイティ (2025 年 5 月 8 日) 「15 兆円規模の報復関税検討 米に対抗、輸出制限や WTO 提訴も—EU」 https://equity.jiji.com/oversea_economies/2025050801339?utm_source=、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

衆議院憲法調査会事務局 (2000 年 5 月 25 日) 「衆憲資第 4 号 憲法訴訟に関連する用語等の解説」

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi004.pdf/\\$File/shukenshi](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi004.pdf/$File/shukenshi)、(2025 年 5 月 17 日)。

JETRO (2023 年 8 月 29 日) 「WTO 改革の行方」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0801/c949a55fd30ef6a6.html>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

Reuters (2025 年 4 月 27 日) 「米台関係は黄金時代迎える、米に「関税ゼロ」提案へ＝台湾総統」

<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/LH3L62G6GNKHJMIXXMEDNEGJFY-2025-04-07/>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

Reuters (2025 年 3 月 5 日) 「カナダ、報復関税発動 トランプ氏は「相互関税に直面」と警告」

<https://jp.reuters.com/markets/commodities/YAPKHU2XFNL5JCD3PH6AOA7KDA-2025-03-04/> (2025 年 5 月 17 日閲覧)。

——— (2025 年 4 月 27 日) 「米台関係は黄金時代迎える、米に「関税ゼロ」提案へ＝台湾総統」

<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/LH3L62G6GNKHJMIXXMEDNEGJFY-2025-04-07/>、(2025 年 5 月 17 日閲覧)。

<新聞記事電子版>

池上彰 (45741) 「池上彰氏『アメリカ経済のためのトランプ関税が逆効果のワケ』」『毎日新聞』 <https://mainichi.jp/premier/business/articles/20250324/biz/00m/020/007000c>、(2025 年 5 月 14 日閲覧)。

<欧文著書>

Douglas A. Irwin. (2017) Clashing over Commerce: A History of US Trade Policy, Chicago: University of Chicago Press.

< 欧文雑誌論文 >

- Barry Eichengreen.&Peter Temin. (2000) “The Gold Standard and the Great Depression,”
Contemporary European History, 9(2), 183-207.
- Kevin Bryan. (2024) “Revisiting the McKinley Tariff Policy,” Journal of Economic History, 75(3),
123-145.

< 欧文報告書 >

- LSE. (2024) “The economic impacts of Trump’s tariff proposals on Europe,”
<https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2024/10/Economic-impacts-of-the-Trump-Tariff-Proposals-on-Europe.pdf>, (accessed May 16, 2025).
- Stephen Miran. (2024) “A User’s Guide to Restructuring the Global Trading System,”
638199_A_Users_Guide_to_Restructuring_the_Global_Trading_System.pdf, (accessed May 17, 2025).
- The WHITE HOUSE. (1 February) “Fact Sheet: President Donald J. Trump Imposes Tariffs on Imports from Canada, Mexico and China,” <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-imposes-tariffs-on-imports-from-canada-mexico-and-china/>, (accessed May 17, 2025).
- United States Census Bureau. (2025) “U.S. Trade in Goods and Services - Balance of Payments (BOP) Basis,” <https://www.census.gov/foreign-trade/statistics/historical/gands.pdf> (accessed May 17, 2025).
- World Trade Organization. (8 June, 2025) “RTAs currently in force, 1948-2025,” WTO | Regional trade agreements, (accessed December 30, 1899).

< 欧文 web サイト・動画 >

- Encyclopedia Britannica. (18 April, 2025) “Underwood-Simmons Tariff Act,” <https://www.britannica.com/event/Underwood-Simmons-Tariff-Act>, (accessed June 09, 2025).
- World Trade Organization. (8 November, 2024) “Committee on Regional Trade Agreements,” https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regcom_e.htm, (accessed June 8, 2025).
- World Trade Organization. (8 November, 2024) “Transparency Mechanism for RTAs,” https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/trans_mecha_e.htm, (accessed June 8, 2025).